

古民家等の歴史的建築物に関する旅館業法の適用除外 (旅館業法施行令 平成30年1月31日改正)

特例措置前

○旅館業法において、宿泊施設(ホテル・旅館)の設備基準として、フロントの設置が義務付けられている。
(規制の根拠)
旅館業法施行令第1条第1項

ニーズ

○歴史的建造物を活用した趣ある古民家等に観光客を宿泊させたいが、フロントの設置のハードルが高い。

特例措置

○地方自治体の条例で指定した歴史的建築物について、宿泊者の出入りの状況が確認できるビデオカメラの設置や緊急時の対応の体制が整備されている場合等は、フロントの設置を免除する。

効果

○歴史的建築物の再生(空き家対策)が可能となる。
○内外の観光客のニーズに対応した新たな宿泊施設を提供できる。
○地域資源の活用による、まちの賑わい創出が可能となる。